

○久米島町結婚披露宴助成金支給規則

平成21年3月18日
規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、久米島町結婚披露宴助成金支給条例(平成21年久米島町条例第3号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、結婚披露宴助成金(以下「助成金」という。)の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格)

第1条の2 条例第2条第2項で定める町長が特別に支給する必要があると認めるものは、新郎・新婦いずれも本町に住民登録を有していないが、新郎・新婦いずれかの親族が本町に住民登録を有している者とする。

(支給額)

第2条 助成金は、次に定める招待者数に応じて支給する。

- (1) 50名以上～100名未満 300,000円
- (2) 100名以上 500,000円
- (3) 前条に該当する者 第1号又は第2号に定める額の1/2の額

(申請及び決定)

第3条 条例第2条に該当し、助成金の交付を受けようとする者は、結婚披露宴を挙げる前に助成金の支給に係る重要事項について説明を受けた上で当該説明書を受領した書面を提出し、結婚披露宴の挙行後30日以内に結婚披露宴助成金交付申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する際に婚姻の事実がわかる証明書、招待者リスト等、招待客数がかかる資料を添付すること。

(決定及び支給)

第4条 前条の申請書が町長へ提出されたときは、内容を審査し、支給すべきものと認めるときは、受理の日から2週間以内に助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第5条 町長は、偽り、その他不正な行為により、助成金を受け取った者があるときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、助成金を返還させることができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第7-1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第 号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別記様式(第3条関係)

年 月 日

久米島町結婚披露宴助成金交付申請書

久米島町町長 様

申請者住所：

氏名：

印

電話：

久米島町結婚披露宴助成金支給規則第3条により、結婚披露宴助成金の交付を受けたいので申請します。

1 結婚披露宴助成金交付申請額 _____ 円

2 添付書類 (○で囲む) (ア) 戸籍謄本等 (イ) 招待者リスト (ウ) プログラム
(エ) 料理等の領収書 (オ) 披露宴の写真 (カ) その他 ()

新郎	氏名		電話 (自宅)	
	住所		携帯電話	
新婦	氏名		電話 (自宅)	
	住所		携帯電話	
披露宴実施日	年 月 日		婚姻届年月日	年 月 日
披露宴招待客数	名		披露宴会場	
振込口座				
金融機関	銀行・農協		支所・支店	
口座種別	普通 ・ 当座			
口座番号	No.			
口座名義				

町長	副町長	総務課長	主管課長	班長	班員	受付年月日	年 月 日
						決裁年月日	年 月 日
決定区分	支給する 支給決定額 _____ 円 特記事項 () 支給しない (理由:)						